

岡山市告示第 577 号

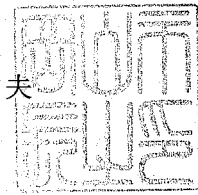
岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例（平成14年市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により提出のあった産業廃棄物処理施設の事業計画の概要は、次のとおりである。

この産業廃棄物処理施設事業計画書及びこの産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を条例第8条の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の設置に関し環境保全上の観点から意見を有する者は、条例第9条第1項の規定により当該環境保全上の観点からの意見を記載した書面（以下「申出書」という。）を提出することができる。

令和8年7月10日

岡山市長 大森 雅夫



1. 設置計画の概要

(1) 設置計画者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(ア) 名称：株式会社衛生センター

(イ) 住所：岡山県岡山市南区福吉町 31 番 24 号

(ウ) 代表者の氏名：代表取締役 岡崎 克紀

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所（設置予定区域は別紙図面のとおりに）

岡山市南区大福 721 番 2 及び 721 番 19 の各一部

(3) 産業廃棄物処理施設の種類及び施設数

(ア) 種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設

(イ) 施設数

2(焼却施設 1 施設当たり 4 種類の名称が付される。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 13 号の 2 に該当するもの

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(ア) 汚泥の焼却施設

汚泥 以上 1 種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

(イ) 廃油の焼却施設

廃油、燃焼しやすい廃油 以上 2 種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(ウ) 廃プラスチック類の焼却施設

廃プラスチック類 以上 1 種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(エ) 産業廃棄物の焼却施設

燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動植物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、動物の死体、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物 以上 15 種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

(5) 産業廃棄物処理施設の処理能力(1 施設当たりの処理能力)

(ア) 汚泥の焼却施設

汚泥 1,958kg/時(47t/日)

(イ) 廃油の焼却施設

廃油 1,079kg/時(25.9t/日)、燃焼しやすい廃油 1,079kg/時(25.9t/日)

(ウ) 廃プラスチック類の焼却施設

廃プラスチック類 1,434kg/時(34.4t/日)

(エ) 産業廃棄物の焼却施設

燃え殻 1,958kg/時(47t/日)、廃酸 392kg/時(9.4t/日)、廃アルカリ 392kg/時(9.4t/日)、紙くず 1,958kg/時(47t/日)、木くず 1,958kg/時(47t/日)、繊維くず 1,958kg/時(47t/日)、動植物性残さ 783kg/時(18.8t/日)、動植物系固形不要物 783kg/時(18.8t/日)、ゴムくず 1,076kg/時(25.8t/日)、動物の死体 783kg/時(18.8t/日)、腐食性廃酸 392kg/時(9.4t/日)、腐食性廃アルカリ 392kg/時(9.4t/日)、感染性産業廃棄物*1,958kg/時(47t/日)

※非感染性産業廃棄物（金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず）を含む。

2. 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

告示の日から令和 8 年 8 月 10 日までの、

各日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(2) 場所

(ア) 岡山市役所分庁舎 6 階 環境局環境部産業廃棄物対策課

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目 2 番 3 号

(イ) 岡山市南区役所福田地域センター

〒701-0203 岡山市南区古新田 1186

(ウ) 岡山市環境局環境部産業廃棄物対策課ホームページ

3. 申出書の提出

(1) 期限

令和8年8月24日まで（郵送による場合は、令和8年8月24日までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。）

(2) 提出先

(ア) 岡山市役所分庁舎 6階 環境局環境部産業廃棄物対策課

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号

(イ) 岡山市南区役所福田地域センター

〒701-0203 岡山市南区古新田1186

(3) 申出書に記載すべき事項（日本語にて記載すること。）

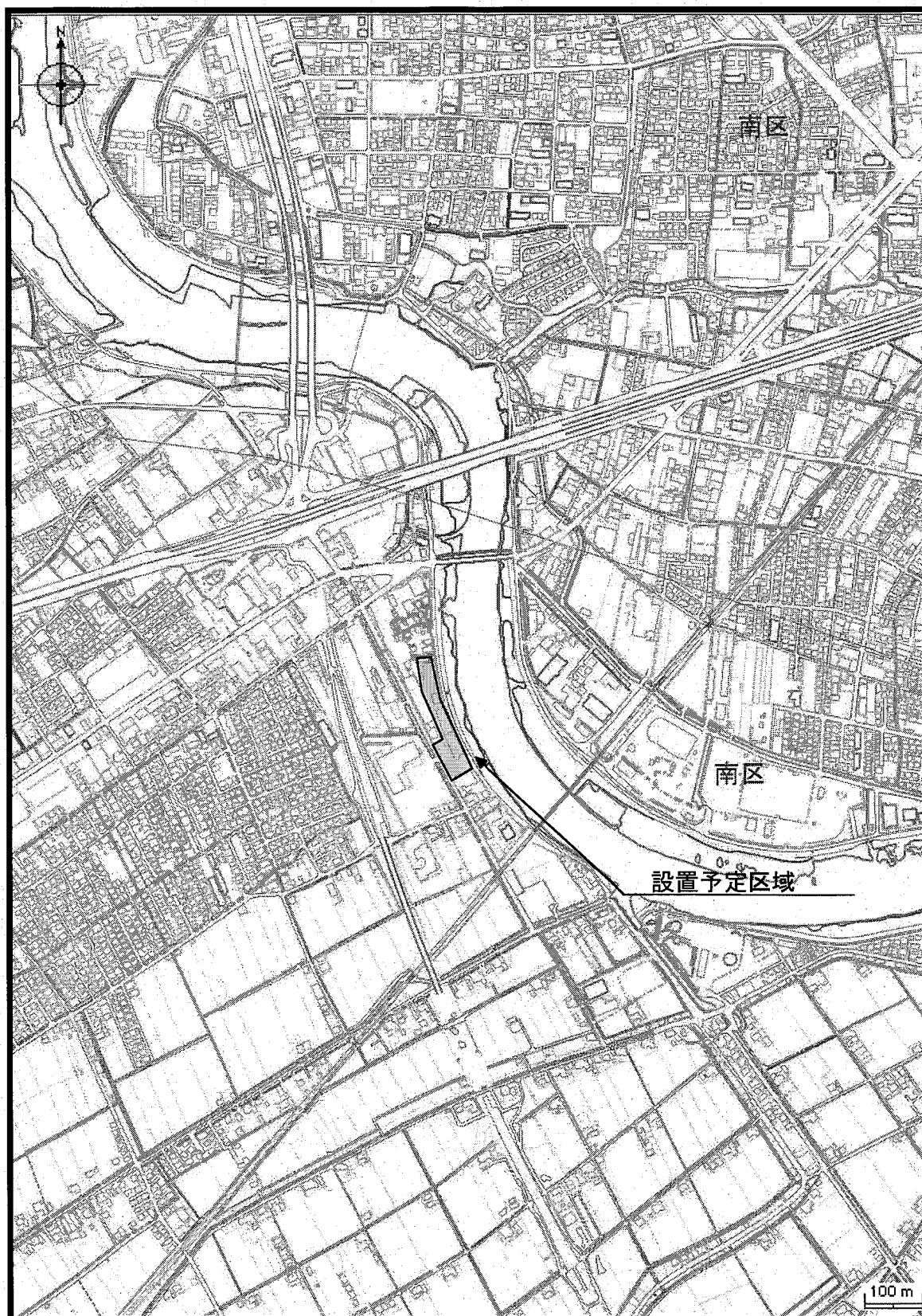
(ア) 申出書提出者の氏名及び住所

(イ) 産業廃棄物処理施設の設置計画者の名称及び施設の種類

(ウ) 環境保全上の観点からの意見

産業廃棄物処理施設の設置の場所（位置図）

S=1/10,000



この地図は、岡山市発行の岡山市都市計画基本図を使用したものです。